



平成27年3月6日
リサイクル燃料貯蔵株式会社

リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵事業変更許可申請書の
一部補正について

当社は、本日、「リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵事業変更許可申請書」（平成26年1月15日申請、平成27年1月30日一部補正）の一部補正を、原子力規制委員会に提出いたしましたので、お知らせします。

今回の一部補正では、平成25年12月18日に施行された当社に係る新規制基準に適合させるための本文並びに添付書類の記載を追加、修正等行っております。

詳細は、別紙のとおりです。

別紙：リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵事業変更許可申請書の一部補正の主な内容について

以 上

リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵事業変更許可申請書の
一部補正の主な内容について

新規制基準適合性に係る審査ヒアリングでの状況等も踏まえ、申請書本文等の記載の追加、修正を以下のように行っております。

1. 全般について

新規制基準の条文や解釈への適合を示す方針説明を追記、その他用語や用例の修正や、記載の適正化を実施。

2. 遮蔽等について

管理区域以外の人の立ち入る場所における線量に関する設計方針を追記。

3. 地震及び火災等による損傷の防止について

施設に大きな影響を及ぼすような地震の発生によって崩壊するおそれがある斜面は存在しないこと、施設には基本的安全機能を損なうような爆発を発生させる機器・設備は存在しないことを追記。

4. 金属キャスクについて

金属キャスクの種類並びにこれに伴う貯蔵する使用済燃料の種類及び貯蔵能力を変更。

5. 使用済燃料の受入れ施設と通信連絡設備等について

受入施設でのキャスク取扱い上吊り上げ高さの制限を追記することや、通信連絡設備としてのFAXの追加や試験検査について追記。

以上